

#	一般標準開示項目	頁	ホームページ	其他媒体 / 補足説明
	<b>戦略および分析</b>			
G4-1	a. 組織の持続可能性の関連性と組織の持続性に取り組むための戦略に関して、組織の最高意思決定者の声明を記載する。	4-5		
G4-2	a. 主要な影響、リスクと機会	4-5 27-28		
	<b>組織のプロフィール</b>			
G4-3	a. 組織の名称	30		
G4-4	a. 主要なブランド、製品及びサービス	31		
G4-5	a. 組織の本社の所在地	30		
G4-6	a. 組織が事業展開している国の数、および組織が重要な事業所を有している国、報告書中に掲載されている持続可能性の課題に特に関連のある国の名称	30-31		
G4-7	a. 組織の所有形態や法人格の形態	27		
G4-8	a. 参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客および受益者の種類を含む）	31		
G4-9	a. 組織の規模 ・ 総従業員数 ・ 総事業所数 ・ 純売上高 ・ 株主資本および負債の内訳を示した総資本 ・ 提供する製品、サービスの量	30-31		
G4-10	a. 雇用契約別および男女別の総従業員数 b. 雇用の種類別、男女別の総正社員数 c. 従業員・派遣労働者別、男女別の総労働力 d. 地域別、男女別の総労働力 e. 組織の作業の相当部分を担う者が、法的に自営業者と認められる労働者であるか否か、従業員や請負労働者（請負労働者の従業員とその派遣労働者を含む）以外の者であるか否か f. 雇用者数の著しい変動	34-35		
G4-11	a. 団体交渉協定の対象となる全従業員の比率	34-35		
G4-12	a. 組織のサプライチェーン		<a href="http://www.nikkeikinholdings.co.jp/company/kaisha-annai.html">http://www.nikkeikinholdings.co.jp/company/kaisha-annai.html</a>	会社案内2018 p.3-4
G4-13	a. 報告期間中に、組織の規模、構造、所有形態またはサプライチェーンに関して重大な変更が発生した場合はその事実			報告期間中に、組織の規模、構造、所有形態またはサプライチェーンに関して重大な変更が発生した場合はその事実 → 該当なし
	<b>外部のイニシアティブへのコミットメント</b>			
G4-15	a. 外部で作成された経済、環境、社会憲章、原則あるいはその他のイニシアティブで、組織が署名または支持したものの一覧			外部で作成された経済、環境、社会憲章、原則あるいはその他のイニシアティブで、組織が署名または支持したもの → アルミニウム協会における「品質保証に関するガイドライン」策定のワーキンググループメンバーとして参加
G4-16	a. 団体は国内外の提言機関で、組織が次の項目に該当する位置づけにあるものについて、会員資格の一覧 ・ ガバナンス組織において役職を有しているもの ・ プロジェクトまたは委員会に参加しているもの ・ 通常の会員資格の義務を超える多額の資金提供を行っているもの ・ 会員資格を戦略的なものとして捉えているもの			日本経済団体連合会 常任幹事 日本アルミニウム協会 会長 (2018年) International Aluminium Institute Board of Director 軽金属溶接協会 理事 (日本軽金属㈱) アルミ建築構造協議会 理事長 (日本軽金属㈱) 日本アルミニウム合金協会 副会長 (2018年) (日軽エムシーアルミ㈱)
	<b>特定されたマテリアルな側面とバウンダリー</b>			
G4-17	a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている全ての事業体の一覧 b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている全ての事業体のいずれかが報告書の掲載から外れていることがない	31-32		

#	一般標準開示項目	頁	ホームページ	其他媒体 / 補足説明
	<b>特定されたマテリアルな側面とバウンダリー</b>			
G4-18	a. 報告書の内容および側面のバウンダリーを確定するためのプロセス b. 組織が「報告内容に関する原則」をどのように適用したか	3		
G4-22	a. 過去の報告書で提出した情報を修正再記述する場合には、その影響および理由			過去の報告書で提出した情報を修正再記述 → 該当なし
G4-23	a. スコープおよび側面のバウンダリーについて、過去の報告期間からの重要な変更			スコープおよび側面のバウンダリーについて、過去の報告期間からの重要な変更 → 該当なし
	<b>ステークホルダー・エンゲージメント</b>			
G4-24	a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループの一覧	27-28		
G4-26	a. ステークホルダー・エンゲージメントへの組織のアプローチ方法（種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメント頻度など）。また、エンゲージメントを特に報告書作成プロセスの一環として行ったものか否か	27-28		
G4-27	a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された主なテーマや懸念、およびそれに対して組織がどう対応したか（報告を行って対応したものを含む）。また、主なテーマや懸念を提起したステークホルダー・グループ	4-29	<a href="http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/index.html">http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/index.html</a>	
	<b>報告書のプロフィール</b>			
G4-28	a. 提供情報の報告期間	3		
G4-29	a. 最新の発行済み報告書の日付	3		
G4-30	a. 報告サイクル	3		
G4-31	a. 報告書またはその内容に関する質問の窓口	36		
G4-32	a. 組織が選択した「準拠」のオプション b. 選択したオプションのGRI内容索引	3		GRI-G4ガイドライン対照表
	c. 報告書の外部保証書の参照情報	33		
G4-33	a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行 b. サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基準 c. 最高ガバナンス組織や役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か	33		
	<b>ガバナンス</b>			
G4-34	a. 組織のガバナンス構造。 経済、環境、社会影響に関する意思決定の責任を負う委員会。	27		
G4-35	a. 最高ガバナンス組織から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会テーマに関して権限移譲を行うプロセス	27-28		
G4-36	a. 組織が役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会テーマの責任者として任命しているか、その地位にある者が最高ガバナンスの組織の直属となっているか	16 24 28		
G4-37	a. ステークホルダーと最高ガバナンス組織の間で、経済、環境、社会テーマについて協議するプロセス。協議が権限委譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス組織へのフィードバック・プロセスがある場合は、そのプロセス	27-28		
G4-38	a. 最高ガバナンス組織およびその委員会の構成 ・ 執行権の有無 ・ 独立性 ・ ガバナンス組織における任期 ・ 構成員のほかの重要な役職、コミットメントの数、およびコミットメントの性質 ・ ジェンダー ・ 発言権の低いグループのメンバー ・ 経済、環境、社会影響に関する能力 ・ ステークホルダーの代表	27-28		

#	一般標準開示項目	頁	ホームページ	其他媒体 / 補足説明
	<b>ガバナンス</b>			
G4-39	a. 最高ガバナンス組織の議長が執行役員を兼ねているか否か。兼ねている場合は、組織の経営における役割と、そのような人事の理由。	27-28	<a href="http://www.nikkeikinholdings.co.jp/news/news/index.html">http://www.nikkeikinholdings.co.jp/news/news/index.html</a>	ニュースリリース_2018/04/26_執行役員の異動に関するお知らせ 添付資料
G4-40	a. 最高ガバナンス組織とその委員会のための指名・選出プロセス。また、最高ガバナンス組織のメンバーの指名や選出で用いられる基準（以下の事項を含む）。 ・多様性が考慮されているか、どのように考慮されているか ・独立性が考慮されているか、どのように考慮されているか ・経済、環境、社会テーマに関する専門知識や経験が考慮されているか、どのように考慮されているか ・ステークホルダーが関与しているか、どのように関与しているか	27-28	<a href="http://www.nikkeikinholdings.co.jp/ir/stock/p5.html">http://www.nikkeikinholdings.co.jp/ir/stock/p5.html</a>	第6回定時株主総会招集通知 p. 6-21
G4-41	a. 最高ガバナンス組織が、利益相反が排除され、マネジメントされていることを確実にするプロセス。ステークホルダーに対して利益相反に関する情報開示を行っているか、また最低限、次の事項を開示しているか ・役員会メンバーの相互就任 ・サプライヤーその他ステークホルダーとの株式の持ち合い ・支配株主の存在 ・関連当事者の情報	27-28	<a href="http://www.nikkeikinholdings.co.jp/ir/stock/p5.html">http://www.nikkeikinholdings.co.jp/ir/stock/p5.html</a>	第6回定時株主総会招集通知 p. 6-21
G4-42	a. 経済、環境、社会影響に関わる組織の目的、価値、ミッション・ステートメント、戦略、方針、および目標、策定、承認、更新における最高ガバナンス組織と役員の役割	27-28	<a href="http://www.nikkeikinholdings.co.jp/company/keiei.html">http://www.nikkeikinholdings.co.jp/company/keiei.html</a>	
G4-43	a. 経済、環境、社会テーマに関する最高ガバナンス組織の集会的知見を発展・強化するために講じた対策	27-28		
G4-44	a. 最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わるパフォーマンスを評価するためのプロセス。当該評価の独立性が評価されているか否か、および評価の頻度。また、当該評価が自己評価であるか否か。 b. 最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わるパフォーマンスの評価に対応して講じた措置。少なくともメンバの変更や組織の実務慣行の変化を記載する。	27-28		
G4-45	a. 経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割。デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス組織の役割を含む。 b. ステークホルダーとの協議が、最高ガバナンス組織による経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントをサポートするために活用されているか否か。	27-28		
G4-46	a. 組織の経済、環境、社会的テーマに関わるリスク・マネジメント・プロセスの有効性をレビューする際に最高ガバナンス組織が負う役割	27-28		
G4-47	a. 最高ガバナンス組織が実施する経済、環境、社会影響、リスクと機会のレビューを行う頻度	27-28		
G4-48	a. 組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな側面が取り上げられていることを確認するための最高位の委員会または役職	27-28		
G4-49	a. 最高ガバナンス組織に対して重大な懸念事項を通知するためのプロセス。	27-28		
G4-50	a. 最高ガバナンス組織に通知された重大な懸念事項の性質と総数、およびその対応と解決のために実施した手段	27-28		最高ガバナンス組織に通知された重大な懸念事項の性質と総数 0件

#	一般標準開示項目	頁	ホームページ	其他媒体 / 補足説明
	<b>ガバナンス</b>			
G4-51	a. 最高ガバナンス組織および役員に対する報酬方針（以下の種類を含む） <ul style="list-style-type: none"> <li>- 固定報酬と変動報酬</li> <li>- パフォーマンス連動報酬</li> <li>- 株式連動報酬</li> <li>- 賞与</li> <li>- 後配株式、権利確定株式</li> <li>- 契約金、採用時インセンティブの支払い</li> <li>- 契約終了手当</li> <li>- グローバック</li> <li>- 退職給付（最高ガバナンス組織、役員、その他の全従業員について、それぞれの給付制度と拠出金率の違いから生じる差額を含む）</li> </ul> b. 報酬方針のパフォーマンス基準が最高ガバナンス組織および役員の経済、環境、社会目的にどのように関係しているか	http://www.nikkeikinholdings.co.jp/ir/ir-data/p6.html	第6期有価証券報告書 p. 48	
G4-52	a. 報酬決定のプロセス。報酬コンサルタントが報酬決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否か。報酬コンサルタントと組織の間にその他の関係がある場合には、その関係。		http://www.nikkeikinholdings.co.jp/company/governance.html	コーポレートガバナンス報告書
G4-53	a. 報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め考慮しているか。該当する場合は報酬方針や提案に関する投票結果。		http://www.nikkeikinholdings.co.jp/company/governance.html	コーポレートガバナンス報告書
	<b>倫理と誠実性</b>			
G4-56	a. 組織の価値、理念および行動基準・規範	28	http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/fair-practice/0701.html	
G4-57	a. 倫理的、法的行為や誠実性に関する事項について助言を与えるため組織内外に設けてある制度	28		
G4-58	a. 非倫理的あるいは違法な行為についての懸念や、組織の誠実性に関する事項の通報のために組織内外に設けてある制度	28		

#	側面	特定標準開示項目	頁	ホームページ	其他媒体 / 補足説明
カテゴリー：経済					
G4-EC1	経済的パフォーマンス	創出、分配した直接的経済価値	30		
カテゴリー：環境					
G4-EN1	原材料	使用原材料の重量または量	34-35		
G4-EN2		使用原材料におけるリサイクル材料の割合		<a href="http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/environment/0609.html">http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/environment/0609.html</a>	
G4-EN3	エネルギー	組織内のエネルギー消費量	34-35		
G4-EN5		エネルギー原単位	34-35		
G4-EN6		エネルギー消費の削減量	34-35		
G4-EN8	水	水源別の総取水量	34-35	<a href="http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/environment/0605.html">http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/environment/0605.html</a>	
G4-EN11	生物多様性	保護地域の内部や隣接地域または保護地域外の生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している事業サイト	19	<a href="http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/environment/0610.html">http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/environment/0610.html</a>	
G4-EN13		保護または復元されている生息地	19	<a href="http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/environment/0610.html">http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/environment/0610.html</a>	
G4-EN15	大気への排出	直接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ1)	34-35	<a href="http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/environment/0608.html">http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/environment/0608.html</a>	
G4-EN16		間接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ2)	34-35		
G4-EN17		その他の間接的な温室効果ガス (GHG) 排出 (スコープ3)	34-35		
G4-EN18		温室効果ガス (GHG) 排出原単位	34-35		
G4-EN19		温室効果ガス (GHG) 排出量の削減	34-35		
G4-EN21		NOx、SOx、およびその他の重大な大気排出	34-35		
G4-EN22	排水および廃棄物	水質および排出先ごとの総排出量	34-35	<a href="http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/environment/0606.html">http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/environment/0606.html</a>	
G4-EN23		種類別および処分方法別の廃棄物の総重量	34-35		
G4-EN24		重大な漏出の総件数および漏出量	34-35		
G4-EN25		バーゼル条約2付属文書I、II、III、VIIIに定める有害廃棄物の輸送、輸入、処理重量、および国際輸送した廃棄物の比率			バーゼル条約2付属文書I、II、III、VIIIに定める有害廃棄物の輸送、輸入、処理重量 → 該当なし (0g)
G4-EN27	製品およびサービス	製品およびサービスによる環境影響緩和の程度	6-15	<a href="http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/dna/index.html">http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/dna/index.html</a>	
G4-EN28		使用済み製品や梱包材のリユース、リサイクル比率 (区分別)		<a href="http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/environment/0609.html">http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/environment/0609.html</a>	
G4-EN29	コンプライアンス	環境法規制の違反に関する高額罰金の額、罰金以外の制裁措置の件数	34-35		
G4-EN30	輸送・移動	製品の輸送、業務に使用するその他の物品や原材料の輸送、従業員の移動から生じる著しい環境影響	34-35		
G4-EN31	環境全般	環境保護目的の総支出と総投資 (種類別)	34-35		
G4-EN33		サプライチェーンにおける著しいマイナス環境影響 (現実的、潜在的なもの)、および行った措置	17 34-35		
G4-EN34	環境に関する苦情処理制度	環境影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度を通じて申立、対応、解決を行ったものの件数	17 34-35		

#	側面	特定標準開示項目	頁	ホームページ	其他媒体 / 補足説明
		カテゴリ：社会 サブカテゴリ：労働慣行とディーセント・ワーク			
G4-LA1	雇用	従業員の新規雇用者と離職者の総数と比率（年齢、性別、地域による内訳）	34-35		
G4-LA6		傷害の種類と、傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤の比率および業務上の死亡者数（地域別、男女別）	34-35		
G4-LA8		労働組合との正式協定に定められている安全衛生関連のテーマ	23		
G4-LA11		業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率（男女別、従業員区分）			業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率 100%
G4-LA12	多様性と機会均等	ガバナンス組織の構成と従業員区分別の内訳（性別、年齢、マイノリティグループその他の多様性指標別）	34-35		
G4-LA15		サプライチェーンでの労働慣行に関する著しいマイナス影響（現実のもの、潜在的なもの）と実施した措置		<a href="http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/fair-practice/0702.html">http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/fair-practice/0702.html</a>	
G4-LA16	労働慣行に関する苦情処理制度	労働慣行に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数	34-35		
		サブカテゴリ：人権			
G4-HR3	非差別	差別事例の総件数と実施した是正措置			差別事例の総件数 0件
G4-HR4	結社の自由と団体交渉	結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害された著しいリスクに晒されているかもしれないと特定された業務やサプライヤー、および当該権利を支援するために実施した対策			結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害された著しいリスクに晒されているかもしれないと特定された業務やサプライヤー → 該当なし 当該権利を支援するために実施した対策 → 該当なし
G4-HR5	児童労働	児童労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、および児童労働の効果的な根絶のために実施した対策			児童労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー → 該当なし 児童労働の効果的な根絶のために実施した対策 → 在籍社員の年齢調査：15歳未満の社員 0名
G4-HR6	強制労働	強制労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、およびあらゆる形態の強制労働を撲滅するための対策			強制労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、およびあらゆる形態の強制労働を撲滅するための対策 → 該当なし
G4-HR8	先住民の権利	先住民族の権利を侵害した事例の総件数と実施した措置			先住民族の権利を侵害した事例の総件数 0件
G4-HR11		サプライチェーンにおける人権への著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置		<a href="http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/human-rights/0401.html">http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/human-rights/0401.html</a>	
G4-HR12	人権に関する苦情処理制度	人権影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数			人権影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数 0件
		サブカテゴリ：社会			
G4-S01	地域コミュニティ	事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率	26	<a href="http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/community/0901.html">http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/community/0901.html</a>	
G4-S04		腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修			「贈収賄防止に関するグループ規則」制定（2018年6月）
G4-S05		確定した腐敗事例、および実施した措置			確定した腐敗事例 0件
G4-S06	公共政策	政治献金の総額（国別、受領者・受益者別）			政治献金の総額 0円
G4-S07	反競争的行為	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を受けた事例の総件数およびその結果			反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を受けた事例の総件数 0件
G4-S08	コンプライアンス	法規制への違反に対する相当額以上の罰金金額および罰金以外の制裁措置の件数			法規制への違反に対する相当額以上の罰金金額および罰金以外の制裁措置の件数 0件
G4-S010		サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置		<a href="http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/fair-practice/0702.html">http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/fair-practice/0702.html</a>	
G4-S011	社会への影響に関する苦情処理制度	社会に及ぼす影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度に申立、対応、解決を図ったものの件数	34-35		

#	側面	特定標準開示項目	頁	ホームページ	其他媒体 / 補足説明
		サブカテゴリー：製品責任			
G4-PR1	顧客の安全衛生	主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率		<a href="http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/consumer/index.html">http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/consumer/index.html</a>	
G4-PR2		製品やサービスのライフサイクルにおいて発生した、安全衛生に関する規制および自主規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	34-35		
G4-PR3	製品およびサービスのラベリング	組織が製品およびサービスの情報とラベリングに関して手順を定めている場合、手順が適用される製品およびサービスに関する情報と、このような情報要求事項の対象となる主要な製品およびサービスの比率		<a href="http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/consumer/0804.html">http://www.nikkeikinholdings.co.jp/csr/consumer/0804.html</a>	
G4-PR4		製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制ならびに自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）			製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制ならびに自主的規範の違反事例の総件数 0件
G4-PR6	マーケティング・コミュニケーション	販売禁止製品、係争中の製品の売上	34-35		
G4-PR7		マーケティング・コミュニケーション（広報、プロモーション、スポンサー活動を含む）に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	34-35		マーケティング・コミュニケーション（広報、プロモーション、スポンサー活動を含む）に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数 0件
G4-PR8	顧客プライバシー	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立の総件数			顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立の総件数 0件
G4-PR9	コンプライアンス	製品およびサービスの提供、使用に関する法律や規制の違反に対する相当額以上の罰金金額	34-35		